

車いす乗車改善なるか

幹事会に提起し検討中



さかもと あや 議員

た。またグリーン車の利用助成制度も、車両更新までの期間は併用して取り組みが必要だが、くろ鉄区間での利用助成制度を創設するには協議検討が必要。

問 土佐くろしお鉄道（以下くろ鉄）の車椅子等の利用条件の改善は進んでいるか。

答 植田副町長

料金の無料化は、「土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営幹事会」に車いす利用者の方が利用しづらい現状や、黒潮町が独自に行っているグリーン車の利用助成制度の紹介を含め問題提起し継続協議中。根本的な課題解決策として車両更新を計画してバリアフリー化をする方針が確認でき

特別措置法 町への メリットは 長期財政 確保が可能

問 南海トラフ巨大地震対策

特別措置法の成立は町長の悲願だった。防災、減災、まちづくりへの効果はどのようなものか。

答 大西町長

国が想定される大規模災害害に正面から取り組む姿勢を明確に示したことで今後様々な防災対策の推進に効果がで

る。

特に、現在本町が進める防災インフラの整備は、ほとんどが津波対策だが、長期的な財源確保の見通しが立っていない。本特措法の成立で一定の、長期的な財源確保の見通しが立てられるようになる。事業が計画的かつ円滑に進めることができるかと期待をしている。

また、旧法は推進地域の指定にとどまっていたが、改正法第10条において、「推進地域のうち著しい津波被害が生じる恐れのある地域を地震津波避難対策特別強化地域として指定した。大規模地震災害対策特別措置法と類似の処置。

その指定により、津波避難対策緊急事業計画が策定でき、計画は、関係市町村以外の者が実施する事業に係る事項が掲載できる。これは、津波防災地域づくり法第10条に基づき策定できる推進計画と同様の性格を有しており、同法では、関係管理者の案に基づき作成されるが、市町村に

配慮すべき事項は申し出ができる。よって、市町村以外の者が実施する事業について深い協議ができるようになり、全体計画に、より市町村の意見が反映され整合性の図られた計画が策定できる。

また、法律名ならびに条文中の東南海・南海地震を、南海トラフ地震と読み替えることは、明確に「3連動型地震を想定し、併せて推進地域、特別強化地域の指定に当たっては、科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行う」ということ。よって、旧法の想定とはレベルが違う。これまでの都道府県レベルでの総合支援の枠組みが見直され特に応急対応期における対応に実効性が高まる。今後は、本町の防災対策にも最大限寄与できるように情報収集に努める。



参考人 黒潮町長 大西 勝也

衆議院災害対策特別委員会（H25.11.7）で新法に対する意見を述べる町長